

2017年1月21日

学校心理士補の皆様へ

一般社団法人学校心理士認定運営機構
学校心理士資格認定委員会

2017年度からの「補→士」資格申請について(お知らせ)

日頃は学校心理士の活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。
さっそくですが、2017年度学校心理士資格申請から、「補から士」への申請条件
が変更となることについて皆様にご連絡いたします。

変更内容は次のとおりです。

1. 専門的実務経験(1年間)の対象期間及び数え方について

大学院在学中の専門的実務経験も認められることになりました。大学院在学
中の専門的実務経験については、週2日以上の専門的実務経験が1年間必要で
す。週1日以下の場合は、2年間の専門的実務経験をもって1年間の専門的実
務経験とみなします。半日勤務(実働(拘束)時間 4時間以上)は1日の勤
務とみなします。

なお、大学院修了後の専門的実務経験については、従来どおり、週3日以上
の専門的実務経験が1年間必要です。週2日以下の場合は、2年間の専門的実
務経験をもって1年間の専門的実務経験とみなします。半日勤務(実働(拘束)
時間 4時間以上)は1日の勤務とみなします。

*大学院在学中の年数と、大学院修了後の年数を、合算することも可能です。

2. ケースレポートで取り上げることができるケースについて

大学院の授業(実習など)で担当した実践も可となります。

「学校心理士補」資格は、認定から5年間で失効します。この機会に、資格有
効期間をご確認の上、「補から士」への申請をご検討くださいますよう、お願いい
たします。

最後に、関連して、「学校心理士補」および「学校心理士補-見込み」の資格申
請は、2017年度をもって廃止することになりましたこと、申し添えます。

皆様のご活躍を心よりお祈り申し上げます。

以 上